

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※ 連 携 型

## 重要事項説明書

社会福祉法人 恕心福祉会

加古川さくら園定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 恕心福祉会
所在地	兵庫県加古川市東神吉町神吉字北山1844番5
電話番号	079-432-7300
FAX番号	079-432-7310
代表者	理事長 中田 喜久

## 2. 基本理念

私たちは、忠恕の精神をもって、利用者様、家族様、地域の皆様に対し、利用者本位の介護支援を行ってまいります。

### 基本介護方針

- ①個人を尊重した介護支援
- ②尊厳を大切にした介護支援
- ③自立に向けた介護支援

## 3. 事業の目的と運営方針

居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅介護者をいう。以下同じ。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事を目的とします。

- (1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護と訪問看護を提供する事により、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 事業者の内容

### (1) 事業所の概要

事業所名	加古川さくら園定期巡回・随時対応型訪問介護看護
所在地	〒675-0057 加古川市東神吉町神吉字北山1844番5
管理者	菰口 真一
電話番号	079-432-7300
FAX番号	079-432-7310
介護保険指定番号	2892200813
サービス提供地域	加古川市内 事業所より30分圏内

(2) 営業日、及び営業時間

年中無休 (24 時間 365 日)

(3) 利用対象者

加古川市内にお住まいの方

介護保険制度の要介護認定で、要介護 1 以上の認定を受けた方

(4) 事業所の職員体制

管 理 者 : 1 名 常勤

計画作成責任者 : 1 名以上 常勤

オペレーター : 1 名以上 常勤 (訪問介護員 兼務)

訪問介護員 : 1 名以上 常勤

5. 提供するサービス内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて「訪問介護」と「訪問看護」が一体となり、可能な限り在宅で生活を送ることができるよう、次のサービスを適切に組み合わせ提供します。

(1) 定期巡回サービス

居宅サービス計画に沿って、訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、食事・排泄・入浴等といった日常生活上の援助を行います。

(2) 随時対応サービス

24 時間対応可能な窓口を設置し、オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じて相談やサービスの手配を行います。

通報が複数重なる場合は、内容の緊急性により優先順位を決めて対応します。

あらかじめご了承ください。

(3) 随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、適切なサービスを提供します。

(4) 訪問看護サービス

連携先の訪問看護ステーションの看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。

(5) その他のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成し、必要に応じてサービス内容の変更を柔軟に行います。

又、居宅介護支援事業者、及び他の介護サービス事業者等への連絡、調整を行います。

6. 利用料金について

(1) 利用料金は1カ月の定額の利用料金で、介護度等により異なります。

※ 別紙の利用料金表をご参照ください。

(2) 月途中の利用開始や契約解除の場合、ショートステイを利用した場合は、日割り計算となり、日割り単価に利用日数を乗じた額となります。

(3) 通所系サービスを利用した場合は、基本単価より減算単価に通所系サービスの利用日数を乗じた額を減じた額となります。

(4) 加算について

① 初期加算 【30 単位】× 開始日より 30 日間

利用を開始した場合、又は 30 日以上入院後に利用を再開した場合

② 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 【800 単位/月】

下記、要件を満たす場合にて算定

- 一 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行っている。
- 二 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提出することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。

③ サービス提供体制強化加算Ⅰ 【750 単位/月】

当事業所では、介護福祉士等の有資格者を一定割合以上配置していることから、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定しております。本加算は、専門的な知識・技術を有する職員によるサービス提供体制の強化を目的としたものです。

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 【所定単位数の 245/1000 単位/月】

介護サービスに従事する職員の処遇改善を図るための加算制度であり、介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために国から事業所へ資金が支給されます。

(5) お支払い方法

前記の利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求致しますので、指定期日までに下記の方法でお支払い下さい。

○指定口座からの引き落とし

計算期間 : 毎月1日～月末

請求書発送 : 翌月10日頃

振替日 : 毎月20日(土日祝日の場合は、翌営業日)

※口座振替が完了するまでの期間は、口座振込又は現金にてお支払いをお願い致します。

※口座振替をご希望されない方は、別途当事業所指定口座への振込、又は現金によるお支払いをお願い致します。

(6) サービス提供証明書

利用料について事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付致しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等について

複数の訪問介護員等が交替し、24時間体制で訪問サービスを提供します。

(2) 訪問介護員等の交替について

①利用者からの申し出

訪問介護員等の交替を希望する場合は、当該訪問介護員等が業務上不適切と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

但し、利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

②事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項について

①定められた業務以外の禁止

利用者は、「5. 提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者  
に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施の為に必要な備品等（電気・水道・ガスを含む）は利用者負担となります。

(4) サービス内容の変更について

サービス利用当日に利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。

利用者又はその家族は、体調の変化があった場合は事業所へご一報下さい。

(5) 合鍵の管理方法等について

①緊急訪問が適切に行えるように、合鍵を保管するキーボックスを設置して頂く場合があります。

②万が一、合鍵の紛失、盗難等の事故が発生した場合は速やかに対処し、通知致します。

③スペアキーの作成が必要な場合は、費用は利用者負担となります。

(6) 訪問介護員等の禁止行為について

訪問介護員等は、利用者に対する訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭、高価な物品の授受、飲食のもてなし

③利用者の家族等に対する訪問サービスの提供

④飲酒、及び喫煙

⑤利用者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他、利用者もしくはその家族に対する迷惑行為

(7) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合
- ・事業者が解散命令を受けた場合、及び破産した場合、又はやむを得ない事由により事業者が閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で解約を通知することによって、即座に契約を解約することができます。
- ・利用者様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、サービスを終了させていただきます場合があります。

## 8. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者により病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

主治医	主治医 氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

## 9. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市町村等への連絡を行うなどの措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

○損害賠償保険会社 : 日新火災海上保険株式会社

#### 10. 利用者の尊厳について

利用者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

#### 11. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 12. 守秘義務について

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

#### 13. 損害賠償について

当事業所では損害賠償保険に加入しており、事業者の責任により利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を考慮しても相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 14. ご相談・苦情の受付について

(1) 事業所に対するご相談や苦情等は、以下の窓口で受け付けます。

利用者様相談・苦情窓口

受付担当者 菰口 真一

連絡先 電話 079-432-7300

FAX 079-432-7310

開設時間 9:00 ~ 17:00 (平日)

相談方法 電話、FAX

苦情解決責任者 大西 裕人 (恕心福祉会 加古川さくら園施設長)

(2) その他、当事業所以外に行政等の相談・苦情窓口等もあります。

＜加古川市 福祉部 法人指導課＞

住所 加古川市加古川町北在家 2000

電話 079-427-9391

＜兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口＞

住所 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 センタープラザ内

電話 078-332-5617

#### 15. 実習生の受け入れについて

当事業所では介護福祉士、訪問介護員等を養成する機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行う場合がありますが、実習生が適切な援助を行えるよう指導を行っていきます。なお、実習生も職員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

「加古川さくら園定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

#### 【 説明者 】

社会福祉法人 恕心福祉会

加古川さくら園定期巡回・随時対応型訪問介護看護

---

印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供開始に同意し、本説明書を受領しました。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

※原則として扶養者とします。

【事業所】

住 所 兵庫県加古川市東神吉町神吉字北山1844番5

事業所名 加古川さくら園定期巡回・随時対応型訪問介護看護

